

志摩の産廃業者を 30日間の停止処分

県、虚偽管理票作成で

廃棄物の処理が終わったとする虚偽の書類を送付したとして、県は十日、志摩市阿児町の産廃処理会社「出馬重機」（出馬泰道社長）に対し、事業を同日から三十日間にあてがって停止する行政処分を出した。

県によると、同社は昨年九月―今年五月まで県内の五者から漁網などの処分を委託された。うち約四十立方メートルについて最終処分が終了したことなどを示す虚偽の管理票を作成し、この五者に送付したという。

しかし、漁網などの廃棄物は実際には処分されず、津市内の産廃会社に置かれていた。県廃棄物監視・指導課の職員が五月の巡視で発見。出馬重機は県の指導を受け、これらの廃棄物を既に最終処分した。